

八千代市職員等の公益通報に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、職員等が知り得た行政運営上の違法な行為等に関して行われる内部通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図り、違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保するとともに、公務に対する市民の信頼を確保し、公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防及び公営企業の各機関に常時勤務する一般職の職員、会計年度任用職員その他公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務提供先が八千代市である労働者をいう。
- (2) 公益通報 職員等が知り得た次条第1項各号の事実について不正防止のために内部通報することをいう。
- (3) 公益通報者 公益通報を行う職員等をいう。

(公益通報)

第3条 職員等は、次に掲げる行政運営上の事実を知り得たときは、市長に対して、証拠資料を添えて、公益通報報告書（第1号様式）により、封書又は電子メールをもって公益通報を行うものとする。

- (1) 法令（条例、規則等を含む。）に違反し、又は違反するおそれがある事実
- (2) 市民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるようなおそれがある事実
- (3) 市に対する市民等の信頼を損なうおそれがある事実

2 公益通報者は、原則として実名により通報することとし、通報者の氏名及び所属の部課、行政運営上の違法又は不当な行為の行われた日時及び場所、証拠の状況等を分かりやすく通報しなければならない。

(公益通報者の責務)

仕様書別添 3

第 4 条 公益通報者は、公益通報に際しては、客観的な資料に基づき誠実に行わなければならない。この場合において、誹謗中傷、私利私欲等の不正な目的又は私憤、敵意等個人的な感情によって通報してはならない。

2 公益通報者は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

(公益通報者の保護)

第 5 条 公益通報者の氏名、所属など個人を特定する情報は、市長及び調査担当以外の者に漏えいしてはならない。

2 公益通報者は、正当な公益通報を行ったことによっていかなる不利益も受けない。

3 公益通報者は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、市長に対しその旨の通報を行うことができる。

4 市長は、前項の通報を受けた場合は、当該通報について調査し、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

(調査担当)

第 6 条 市長への公益通報の受付、調査等を行うため、総務部職員課に調査担当を置く。

2 調査担当は、第 4 条第 2 項及び前条第 4 項に規定する調査を行う場合において必要があると認めるときは、関係課等の書類、帳簿等を閲覧し、又は関係職員等に説明若しくは資料の提出を求めることができる。

3 調査担当は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の実施)

第 7 条 調査担当は、公益通報を受けたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の公益通報について、調査の必要があると認めるときは、直ちに調査の開始を調査担当に指示するものとする。

3 市長は、第 1 項の公益通報が不当なものであると認め、調査を行わないときは、公益通報者に対し、その理由を通知するものとする。

仕様書別添 3

4 市長は、特別の事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができる。

(調査結果の報告)

第 8 条 調査担当は、調査の結果、当該公益通報に関し、第 3 条第 1 項各号に規定する事実があると認めるときは、その内容を証する資料とともに市長に報告しなければならない。

2 調査担当は、調査の結果、当該公益通報に関し、第 3 条第 1 項各号に規定する事実があると認められなかったときは、又は調査を尽くしても同項各号に規定する事実が判明しないときは、その旨を市長に報告しなければならない。

3 市長は、調査の結果を公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報者又は特に通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りではない。

4 市長は、調査の結果、公益通報の内容が地方公務員法第 29 条の規定に該当するおそれがあると認めるときは、八千代市職員懲戒審査会を開催するものとする。

(報告後の措置)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の報告があった場合において、再発防止のため措置を講ずる必要があると認めるときは、関係機関に対し、対応を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた関係機関の長は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

公 益 通 報 報 告 書

件 名			
通 報 者	所 属 名		補 職 名
	氏 名		電 話 番 号
	調 査 結 果 の 通 知 の 希 望	<input type="checkbox"/> 希 望 す る ・ <input type="checkbox"/> 希 望 し な い	
通 報 内 容			
事 案 の 概 要	いつ		
	どこの 誰が		
	どこで 何のために		
	何を どんなときに		
証 拠 等	何に反しているか		
	証拠となる資料(調査すべき資料)		
	それを知った経緯		
	他にそれを知っている人		
備 考		整 理 番 号	
		受 付 日	年 月 日